

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

このたび、越前町 UI ターン地方就職支援金の交付申請をするにあたり、下記の事項を遵守することをご誓約申し上げます。

記

- 1 越前町 UI ターン地方就職支援金交付要綱に関する報告および立入調査について、福井県および越前町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、越前町 UI ターン地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額または半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 転入日（申請時に既に越前町に住民票がある場合は移住日）から 3 年未満に越前町から転出した場合：全額
 - (3) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合：全額
 - (4) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に越前町に転入しなかった場合：全額
(ただし、申請時に既に越前町に住民票がある場合を除く)
 - (5) 地方就職支援金の要件を満たす就職先を、就職日から 1 年以内に辞した場合：全額
(ただし、退職日から 3 か月以内に福井県内の別の企業に就職する場合を除く)
 - (5) 転入日（申請時に既に越前町に住民票がある場合は移住日）から 3 年以上 5 年以内に越前町から転出した場合：半額